

募集要項等の修正事項（令和 5 年 12 月 27 日）

【募集要項】

ページ	項目	修正前	修正後	備考
17	第 3/4/(1)	<p>本事業の上限価格は次のとおりとする。 提案金額が上限価格を超過する場合は失格とする。</p> <p>消費税及び地方消費税の額を含む価格 6,645,000 千円 消費税及び地方消費税の額を除いた価格 6,040,000 千円</p>	<p>本事業の上限価格は次のとおりとする。小数点以下は切り捨てとする。 提案金額が上限価格を超過する場合は失格とする。</p> <p>消費税及び地方消費税の額を含む価格 6,645,000,000 円 6,645,000 千円 消費税及び地方消費税の額を除いた価格 6,040,909,090 円 6,040,000 千円</p>	<p>質問回答 No.4 参照</p>
21	第 3/5/(2)/イ/(エ)/a	<p>a 最新の市の物品購入等指名競争入札参加資格者名簿に登録されていること。</p>	<p>a 次の(a)から(c)のいずれかを満たすこと。 (a) 最新の小松島市一般（指名）競争入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等業務）に登録されている者であること。 (b) 最新の小松島市建設工事一般（指名）競争入札参加資格業者名簿に登録されている者であること。 (c) 最新の市の物品購入等指名競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。登録されていること。</p>	<p>質問回答 No.16 参照</p>

【要求水準書】

ページ	項目	修正前	修正後	備考
12	第 1/5/(4)	既存小学校校舎及び既存幼稚園園舎は、一期工事中においても継続して利用するため、仮設校舎を設置せずに一期工事を行うこと。また、設計業務、建設業務及び工事監理業務においては、既存小学校校舎での教育活動や児童の通学及び教職員の通勤へ影響が出ないよう、可能な限り配慮すること。	既存小学校校舎及び既存幼稚園園舎は、一期工事中においても継続して利用するため、仮設校舎を設置せずに一期工事を行うこと。また、設計業務、建設業務及び工事監理業務においては、既存小学校校舎での教育活動や児童の通学及び教職員の通勤へ影響が出ないよう、可能な限り配慮すること。 ただし、既存小学校屋外プールは、一期工事期間中の解体も可能とする。屋外プールは、電気系統及び設備が既存校舎内の一部と共有されていることから、先行解体を行う際には関係各課と調整すること。	質問回答 No.1 参照
17	第 2/1/(1)/ウ/(4)	金庫室は耐火金庫としての機能を有すること。	金庫室は 1 時間耐火の間仕切り、建具等で構成耐火金庫としての機能を有すること。	質問回答 No.50 参照
19	第 2/1/(1)/エ/(7)/【搬入室・検収室】/a	食材の搬入口には搬入室（荷受室）を設け、扉やシャッター等を設置し、外部からの虫・砂塵等の侵入を防止するよう十分配慮すること。搬入ヤードには、十分な大きさの屋根（3m 程度の庇等）を設け、搬出入の際に正面及び左右からの雨の吹込み等を防ぐことができるよう工夫すること。また、プラットフォームを設け、トラック等での搬出入が容易なようにすること。	食材の搬入口には搬入室（荷受室）を設け、扉やシャッター等を設置し、外部からの虫・砂塵等の侵入を防止するよう十分配慮すること。搬入ヤードには、十分な大きさの屋根（3m 程度の庇等）を設け、搬出入の際に正面及び左右からの雨の吹込み等を防ぐことができるよう工夫すること。また、プラットフォームを設け、トラック等での搬出入が容易なようにすること。 プラットフォームの高さは 2t 車標準ロングにあわせたものとする。	質問回答 No.38 参照
23	第 2/1/(3)/(7)/c	男女別の更衣室を設置すること。更衣室は、屋内運動場内部あるいは屋内運動場と隣接した室とすること。また、学校行事やイベント等を考慮した配置とすること。	男女別の更衣室を設置すること。更衣室は、 同時に 2 クラス（各 40 人程度）の利用を想定し、 屋内運動場内部あるいは屋内運動場と隣接した室とすること。また、学校行事やイベント等を考慮した配置とすること。	質問回答 No.62 参照
24	第 2/1/(3)/(4)/c	コートは、バスケットボール（ミニバスケットボールコート 2 面、）ができるよう整備すること（床面のライン含む）。また、バレーボールネット支柱立て用床面金具を整備し、そこに、バレーボールコートがつくれるよう、ポイントを示しておくこと。	コートは、バスケットボール（ミニバスケットボールコート 2 面、 縦 22m～28m、横 12m～15m 程度 ）ができるよう整備すること（床面のライン含む）。また、バレーボールネット支柱立て用床面金具を整備し、そこに、バレーボールコートがつくれるよう、ポイントを示しておくこと。	質問回答 No.65 参照
26	第 2/1/(5)/(7)/a	面積は 5,580 m ² 以上とし、目標値を 8,000 m ² とする。150m トラック 1 ヶ所及び 50m 直走路並びにサッカーコート 1 面分の広さを確保し、児童が伸び伸びと体を動かせる広さとすること。	面積は 5,580 m ² 以上とし、目標値を 8,000 m ² とする。150m トラック 1 ヶ所及び 50m 直走路並びにサッカーコート 1 面分（ 長辺 68m、短辺 50m 程度 ）の広さを確保し、児童が伸び伸びと体を動かせる広さとすること。	質問回答 No.70 参照
26	第 2/1/(5)/(4)/c	※記載なし	面積は約 20 m²以上とすること。	質問回答 No.76 参照
27	第 2/1/(5)/(x)/b	※記載なし	器具数について、男子は小便器 2 つ・個室 1 つ、女子は個室 3 つ、多機能トイレはオストメイト対応 1 つを目安とすること。	質問回答 No.77 参照
28	第 2/1/(6)/(7)/e	スクールバスが敷地内に乗り入れて停留するための停留所を設けること。一時停車・転回スペースを想定した箇所は大型車両対応の舗装とすること。なお、スクールバス停留所の検討においては警察協議が必要となることに留意すること。	30 人乗りの中型 スクールバスが敷地内に乗り入れて停留するための 1 台分 の停留所を 1 ヶ所設けること。一時停車・転回スペースを想定した箇所は大型車両対応の舗装とすること。なお、スクールバス停留所の検討においては警察協議が必要となることに留意すること。	質問回答 No.89 参照
31	第 2/2/(1)/④/カ/(7)	断水時にもトイレが利用できるよう、マンホールトイレを設置すること。	断水時にもトイレが利用できるよう、マンホールトイレを設置すること。 マンホールトイレはコンクリート型の貯留槽を地下に埋め込む汲み取り式の設備とすること。	質問回答 No.98 参照
54	第 5/1/(5)/⑥	※記載なし	⑥ZEB 化補助金への対応 ZEB 化補助金に採択された場合、エネルギー使用量等の各種関連報告書について、設計企業と適宜連携しながら作成を行うこと。	質問回答 No.107 参照

【要求水準書】(続き)

ページ	項目	修正前	修正後	備考
別紙3	-	-	それぞれの位置を別紙3に追記	質問回答 No.125 参照
別紙4	-	-	No.1~23の基礎形状、寸法を追加 No.24~28の記念碑を追加	質問回答 No.126 参照
別紙6	-	-	上部が真北を指したデータに修正	質問回答 No.36 参照
別紙6	-	-	CADデータの公表	質問回答 No.123 参照
別紙7	職員室	特記事項：有線コンセント約1基：職員 の座席の配置にあわせること	特記事項：有線コンセント約410基：職員 の座席の配置にあわせること	-
別紙7	屋内運動場	※記載なし	特記事項：用具庫の空調は不要	質問回答 No.103 参照
別紙8	-	クラスエリア/通級教室/手洗い（壁式、 シングルレバー、混合水栓）	クラスエリア/通級教室/手洗い（壁式、 シン グルレバー 、混合水栓）	質問回答 No.47 参照
別紙8	-	特別教室エリア/理科室/教師用実験台 メラミン化粧板 折り畳み水栓 陶器シ ンク 数量4	特別教室エリア/理科室/ 生徒用教師用 実験 台 メラミン化粧板 折り畳み水栓 陶器 シンク 数量4	
別紙8	-	管理諸室エリア/職員室/ミニキッチン （シングルレバー水栓、コンロ無）	管理諸室エリア/職員室/ミニキッチン（シ ングルレバー混合水栓、コンロ無）	質問回答 No.53 参照
別紙8	-	管理諸室エリア/事務室/ミニキッチン （シングルレバー水栓、コンロ無）	管理諸室エリア/事務室/ミニキッチン（ シ ングルレバ 水栓、コンロ無）	質問回答 No.54 参照
別紙8	-	※記載なし	放課後児童クラブ/放課後児童クラブ職員 室/ミニキッチン（シングルレバー混合水 栓、コンロ無）	質問回答 No.67 参照
別紙8	-	放課後児童クラブ/放課後児童クラブ職員 室/平面白板 アルミ枠 行事野付き 数量4	放課後児童クラブ/放課後児童クラブ職員 室/平面白板 アルミ枠 行事野付き 数量2 +	-
別紙8	-	放課後児童クラブ/放課後児童クラブ職員 室/収納庫 3枚ガラス引き違いと戸 上 置き 数量8	放課後児童クラブ/放課後児童クラブ職員 室/収納庫 3枚ガラス引き違いと戸 上 置き 数量3 8	-
別紙8	-	放課後児童クラブ/放課後児童クラブ職員 室/収納庫 トレー 下置き 数量8	放課後児童クラブ/放課後児童クラブ職員 室/収納庫 トレー 下置き 数量3 8	-
別紙8	-	放課後児童クラブ/放課後児童クラブ職員 室/収納庫 シングルベース 数量8	放課後児童クラブ/放課後児童クラブ職員 室/収納庫 シングルベース 数量3 8	-
別紙9	No.64	2段式運搬車	配膳ワゴン 2 段式運搬車	質問回答 No.59 参照
別紙13	-	-	別紙13 敷地周辺フェンス現況図の公表	質問回答 No.127 参照

【様式集】

ページ	項目	修正前	修正後	備考
様式 3-5 ～3-9		入札参加資格番号	記載欄を削除	質問回答 No.151 参照
様式 10-2		※記載なし	雨水浸透施設	質問回答 No.167 参照
様式 10-2		※記載なし	消防水利施設	質問回答 No.168 参照
様式 10-2		※記載なし	移設対象物の移動	質問回答 No.169 参照

【基本協定書（案）】

ページ	項目	修正前	修正後	備考
2	第6条第1項(3)	代表企業は、本事業を適正かつ確実に実施するために、本協定及び特定事業契約（第8条で定義する）に基づく構成企業の債務について保証するとともに、市と構成企業間の調整及び構成企業間の調整を円滑に行えるように協力する。	代表企業は、 第8条第1項で定める特定事業契約の同条第2項で定める期日までの締結及び締結後の同契約内容に従った本事業の適切な実施のために、各構成企業との間で必要な調整を行うものとする。本事業を適正かつ確実に実施するために、本協定及び特定事業契約（第8条で定義する）に基づく構成企業の債務について保証するとともに、市と構成企業間の調整及び構成企業間の調整を円滑に行えるように協力する。	質問回答 No.170 参照
4	第11条第1項、第2項	第11条 構成企業が前条第1項及び第2項各号のいずれかに該当した場合には、帰責事由のある構成企業は、特定事業契約の締結、成立、解除のいかんにかかわらず、市の請求により特定事業契約全部に係る提案価格（消費税及び地方消費税相当額を含む）の10分の1の金額を違約金として、市に支払う義務を負うものとする。 2 前項の違約金は、債務不履行により市が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について市が構成企業に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。	第11条 構成企業が 前 第9条第1項各号又は同条及び第2項各号のいずれかの事由（以下本条において「当該事由」という。）に該当した構成企業（以下本条において「当該企業」という。） 場合 においては、 帰責事由のある構成企業は、 特定事業契約の締結、成立、解除のいかんにかかわらず、市の請求により特定事業契約全部に係る提案価格（消費税及び地方消費税相当額を含む）の10分の1の金額を違約金として、市に支払う義務を負うものとする。 2 前項の違約金は、 当該事由又は第9条各項に定める措置により債務不履行により 市が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について市が 当該企業 構成企業に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。	質問回答 No.172 参照 No.173 参照

【維持管理業務委託契約書（案）】

ページ	項目	修正前	修正後	備考
別紙3	-	事業者は、本施設の建設（既存施設の解体・撤去を含む）及び本施設の維持管理業務期間中、下記に記載する保険に加入する、又は建設工事の請負人、維持管理業務の受託者に加入させなければならない。	事業者は、 本施設の建設（既存施設の解体・撤去を含む） 及び本施設の維持管理業務期間中、下記に記載する保険に加入する、又は建設工事の請負人、維持管理業務の受託者に加入させなければならない。	質問回答 No.176 参照